

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の変更（廃止）届について

1 変更届

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可取得後、次の「届出を要する変更事項」に該当することとなった場合、**変更の日から10日以内**に、別紙「変更届に必要な書類一覧」に記載した書類を**直接又は郵送**で**廃棄物対策課**に提出してください。届出の受付審査後、受付印押印の上、副本をお返しします。

「届出を要する変更事項」

- ①事業の一部又は全部廃止
- ②住所の変更（住所の表示の変更を含む。）
- ③氏名又は名称の変更
- ④法定代理人の変更
- ⑤政令第6条の10に規定する使用人の変更
- ⑥法人の役員の変更
- ⑦発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者の変更
- ⑧住所を除く事務所、事業場の変更（住所の表示の変更を含む。）
- ⑨車両の保管場所の変更
- ⑩収集運搬車両の変更
- ⑪組織変更（有限会社から株式会社への変更等）

なお、上記①のうち一部廃止、②、③、⑥のうち代表者の変更及び⑪の場合、変更届を受付け審査後、許可証の書換えを行います。書換え後、廃棄物対策課にて旧許可証と引換えに、新たに許可証を交付します。（ただし、書換えには10～20日程度の日数を要します。）

郵送を希望される場合は、届出時にその旨お知らせください。

(注) なお、申請書や届出書を同時に2つ以上提出する場合、内容がまったく同じ書類については、別紙14「同時申請（届出）に関する申立書」を提出することにより、重複する書類を省略できます。

2 廃止届

事業の全部を廃止したときは、**廃止の日から10日以内**に、産業廃棄物収集運搬業については様式第十一号、特別管理産業廃棄物収集運搬業については様式第十七号による処理業廃止届出書を**直接又は郵送**で**廃棄物対策課**に提出してください。受付印押印の上、副本をお返しします。

(注) 廃止の届出にあたっては許可証を返納してください。

申請書類等の提出先及び問い合わせ先

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市廃棄物対策課

電話番号 0742-71-2226

F A X 0742-71-1621